

生援第2957号

裁決書

審査請求人

横浜市 [REDACTED] 区 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人代理人

横浜市 [REDACTED] 区 [REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長

令和元年 [REDACTED]月 [REDACTED]日付で [REDACTED]（以下「請求人」という。）から提起された審査請求（令和元年度（審）第56号）について、次のとおり裁決します。

1 主文

横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長が請求人に対して行った平成31年4月17日付け保護変更決定処分（平成31年3月分）及び平成31年4月17日付け保護変更決定処分（医療費自己負担変更分認定）を取り消す。また、本件審査請求のうち、変更を求める部分は却下する。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2（1）事案の概要」に記載のとおり。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙2に記載のとおり。

(3) 前提事実

審理員意見書の別紙1「2（3）前提事実」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

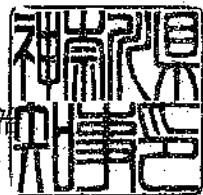
審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理由

審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和2年3月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治



(教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和2年2月7日

神奈川県知事 黒岩・祐治 様

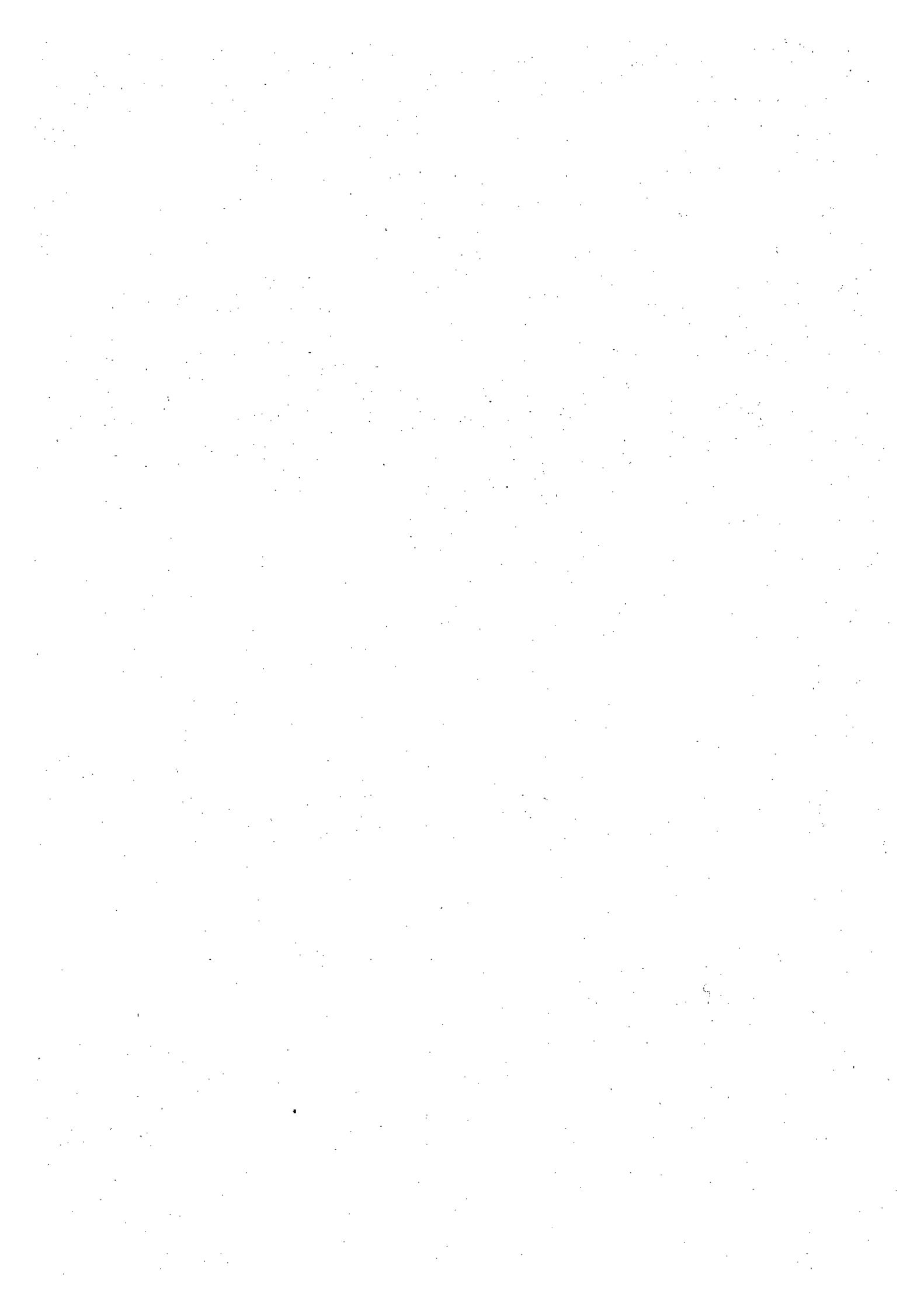
神奈川県審理員 高木 大門 
神奈川県審理員 園川 真代 

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 [] (審査請求人代理人 []) が、令和元年 [] 月 [] 日付けで提起した処分序 横浜市 [] 福祉保健センター長による生活保護変更決定処分についての審査請求（令和元年度（審）第56号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [] を「請求人」という。
- 2 処分序 横浜市 [] 福祉保健センター長を「処分序」という。





別紙 1

1 結論

平成 31 年 4 月 17 日付け保護変更決定処分（平成 31 年 3 月分）及び成 31 年 4 月 17 日付け保護変更決定処分（医療費自己負担変更分認定）は取り消されるべきであり、その余の審査請求は却下されるべきである。

2 事案の概要

（1）事案の概要

本件は、処分庁が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づき行った次の各処分に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

ア 平成 31 年 4 月 17 日付け保護変更決定処分（平成 31 年 3 月分。以下「本件処分 1」という。）

イ 平成 31 年 4 月 17 日付け保護変更決定処分（医療費自己負担変更分認定。以下「本件処分 2」といい、本件処分 1 と併せて「本件各処分」という。）

（2）本件に係る法令等の規定

・別紙 2 のとおり。

（3）前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人は、横浜市内に住所地を有する入院中の者であって、後記の保護廃止決定処分に至るまで、処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項、委任規則第 1 項第 3 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から、法第 25 条第 1 項及び第 2 項に規定する職権による保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 22 年 ■ 月 ■ 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 30 年 11 月 26 日付けで、処分庁は、請求人に対し、同年 12 月分以降の支給額について、次の内容の保護変更決定処分を行った。

なお、当該保護変更決定処分から後記の平成 31 年 3 月分に係る保護変更決定処分（本件処分 1）までの間に、同月分に係る保護変更決定処分が行われたことはない。

<12月分以降>

最低生活費	95,140 円	…① 【内訳】 基準生活費 23,660 円 (3月分まで冬季加算 980 円を含む。) 障害者加算イ 14,590 円 期末一時扶助 13,890 円 (12月分のみ)
	52,140 円	
	43,000 円	
収入充当額	64,941 円	…②
	64,941 円	
支給額	30,199 円	(=①-②)

なお、平成 31 年 3 月分の保護費 16,309 円と同年 4 月分の保護費 15,329 円は、後記の保護廃止決定処分までの間に請求人に対し支払われた。

オ 平成 31 年 3 月 29 日、処分庁は、請求人から、年金額の変更を通知することを内容とする同月 7 日付けの年金支払通知書及び同日付けの国民年金・厚生年金保険支給額変更通知書を收受した。

上記年金支払通知書には、おおむね次の内容が記載されている。

年金の種類	障害基礎年金
平成 31 年 3 月の支払額	32,470 円
支払対象期間	平成 30 年 12 月から平成 31 年 1 月まで
変更後年金額(年額)	974,125 円
変更前年金額(年額)	779,300 円

なお、平成 31 年 3 月の支払額として記載されている 32,470 円（平成 30 年 12 月分及び平成 31 年 1 月分）は同月 15 日に支給された。

また、上記支給額変更通知書には、おおむね次の内容が記載されている。

年金の種類	障害基礎年金
合計年金額(年額)	974,125 円
障害の等級	1 級 10 号
決定・変更年月	平成 30 年 12 月

カ 平成 31 年 4 月 17 日付けで、同年 3 月 1 日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、同年 3 月分の支給額について、次の内容の保護変更決定処分（本件処分 1）を行うとともに、同年 ■ 月 ■ 日を実施年月日として、法に基づく保護を廃止した。

<3月分 処分理由：年金等認定変更>（本件処分 1）

最低生活費	81,250円	…①
生活扶助費	38,250円	【内訳】 基準生活費 23,660円 (冬季加算を含む。) 障害者加算イ 14,590円
住宅扶助費	43,000円	
収入充当額	81,250円	…② (ただし、当月分収入合計額 97,411円(64,941円+32,470円)のうち、①の最低生活費を上限とする額)
障害基礎年金	64,941円	
障害基礎年金	32,470円	平成31年3月の支払額 (平成30年12月分、平成31年1月分)
支給額	0円	…③ (=①-②)
既支給額(平成31年3月分)	16,309円	…④
過支給額	16,309円	=④-③

なお、本件処分1により生じた3月分の過支給額 16,309円と上記保護廃止処分に伴う保護変更決定処分により生じた4月分の過支給額 15,329円の合計額 31,638円については納付書により返還することとされた。

キ 平成31年4月17日付けで、同月1日を実施年月日として、処分庁は、請求人に対し、同年3月分の収入額 97,411円(前記カの各障害基礎年金の合計額)から最低生活費 81,250円を差し引いても、なお未認定の収入充当額 16,161円が生じたとして、同額を同年3月分の医療費自己負担分とする保護変更決定処分(本件処分2)を行った。

なお、同年3月分の請求人世帯に係る医療費は 440,160円であり、本件処分2を行った時点では既に医療機関からの請求手続が完了していた。

ク 令和元年■月■日、請求人は、神奈川県知事に対し、本件各処分の取消しを求めて審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件各処分を取り消す及び障害基礎年金の変更年月(平成30年12月)に合わせた障害者加算の認定変更年月(平成30年12月)とし、保護費の再計算をするとの裁決を求める。

- ア 請求人に係る障害基礎年金については、平成 31 年 3 月 7 日付けで障害の等級が平成 30 年 12 月に変わった（2 級から 1 級 10 号に決定・変更された）ことによる年金支給額変更通知があり、加算された障害基礎年金の過去分として、32,470 円が平成 31 年 3 月に支払われた。
- イ 本件各処分で戻入を求められた 32,470 円とは、たまたま加算された障害基礎年金の過去分（今回は、平成 30 年 12 月分、平成 31 年 1 月分に該当）であって、国の事務処理がさらに遅れ、障害基礎年金の過去分が蓄積した金額が支払われる場合、処分庁の認定変更時期が遅れ、増額した障害基礎年金の過去分全額の戻入を求められ、併せて保護費の障害者加算が遡及されずゼロという事態になることも想定され、どこまでいっても生活保護受給者にとって、さらに不利益が増大する以外にない処分であることは明白である。
- ウ 加えて、過去に厚生労働大臣が請求人の障害の程度を 1 級から 2 級に変更した平成 29 年 11 月のときには、処分庁は、平成 30 年の 7 月に「最低生活費の認定の誤り」と称し、平成 29 年 11 月に遡及する保護費の返還処分がなされた経緯があった。このときは、請求人は速やかに障害者加算の減額に対応した全額の返還に応じたところであるが、このときの処分と今回の処分を比較すると、今回の処分において処分庁は、障害者加算の認定変更時期を平成 30 年 12 月とするべきであるのに対して、国の障害の程度の変更に伴う年金等認定変更時期を平成 31 年 3 月 1 日と誤認した結果、保護費の障害者加算ゼロ等の保護変更決定処分を行った。
- エ 処分庁は、上記イについて「不知」として顧みない。このことは、国民年金法を所管する厚生労働大臣の年金事務が遅延した場合、同じ厚生労働省の機関委任事務として生活保護法を執行する処分庁が、今後も本件各処分のように執行をするならば、困窮する国民へのさらなる不利益処分として追い打ちをかけるものになるといわざるを得ない。
- オ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1 (2) に関する見解を本件各処分に照らし合わせてみると、処分庁が行った請求人に対して支払われた年金遡及分（平成 30 年 12 月分、平成 31 年 1 月分の障害基礎年金の差額（増額分）32,470 円）に係る年金収入、すなわち資力の「発生時点」は、「年金受給権発生日」すなわち「受給要件を満たした（支給事由が生じた）」ときの平成 30 年 12 月と平成 31 年 1 月である。ところが、処分庁は「年金収入」（増額分）を遡及せずに「収入認定の変更」をし、そのうえで「平成 31 年 3 月 1 日付け」で「保護変更決定」（生活保護費の返還（戻入）のための決定）を行った。これらのことから、処分庁が行った保護変更決定処分（本件処分 1）には瑕疵がある。さらに、この瑕疵のある行政処分に伴う平成 31 年 4 月 1 日付けの一時扶

助の変更決定（平成 31 年 3 月分の医療費自己負担額の変更）（本件処分 2）も瑕疵がある。

カ 処分序は、上記ウについて「本件処分とは関係がない。」として、具体的な内容に触れず門前払いを行った。しかしながら、この 2 つの行政処分について、請求人は、遡及して受給した障害者基礎年金の「収入認定」と生活保護の「障害者加算」（減額若しくは増額）の時期等を比較検討することが必要と考えている。前回は、厚生労働大臣が平成 29 年 11 月に請求人の障害の程度を「1 級から 2 級に変更」したため、障害基礎年金の減額は、同年 12 月の支給分（10 月分は 1 級、11 月分は 2 級）に反映され、以降の年金支給月（偶数月）毎に 2 級の障害基礎年金が支払われた。そして処分序は、年金の給付済み障害者加算の減額を平成 29 年 11 月に遡及し、同月以降の保護費過払い分から年金の減額分を差し引きした差額分 82,430 円を法第 63 条により被保護者に返還させた。したがって、今回障害の程度が「2 級から 1 級に戻った」（前回とは逆の障害の等級変更が行われた）ことにより、請求人は「遡及した障害基礎年金」32,470 円（平成 30 年 12 月分、平成 31 年 1 月分）とそれに対応した障害者加算の未払い分（平成 30 年 11 月分から平成 31 年 3 月分まで）の調整が必要と考える。

（2）処分序の主張の要旨

・次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 本件処分 1 は、平成 31 年 3 月 15 日に請求人に対して支払われた平成 30 年 12 月、平成 31 年 1 月分の年金差額 32,470 円について、年金収入認定額の変更を行ったものである。

また、本件処分 2 は、本件処分 1 にて発生した、平成 31 年 3 月分の本来自己負担すべき医療費自己負担額について、支給決定された医療扶助について変更決定を行ったものである。既に 3 月中の医療費請求が終わった後に行う処理として誤りはないと考える。

これらの変更に伴い生じた平成 31 年 3 月分の生活保護費用に関わる戻入金は 32,470 円である。

この点において、本件処分に誤りはない。

イ 問答集問 7-17 や局長通知第 7-2(2)エ(ウ)を本件に照らし合わせてみると、請求人に関する年金等級の変更については、処分序は、平成 31 年 3 月 29 日に義兄により、請求人の障害基礎年金等級が平成 30 年 12 月分から 2 級から 1 級になることの報告を受け、挙証資料として年金支払通知書の提出を受けている。年金支払通知書は平成 31 年 3 月 7 日に発行されたものであり、届出について当月中に速やかに行われている。処分序は、加算の変更を行う始期について、届出

がなされた翌月初日である平成 31 年 4 月 1 日と解し、平成 31 年 3 月 1 日時点での決定処分においては、年金収入の変更決定のみを実施したところである。

この点において、本件処分に誤りはない。

ウ 保護の決定を正しく実施しており、また、その他の点に誤りがない以上、本件各処分が違法又は不当となるものではない。

エ 弁明書における主張は、局長通知第 7_2(2)エ(ウ)の「それらの事由の生じた翌月から」という文言を「年金支払通知書が発行され、それが届出された月の翌月から」と解する趣旨である。

4. 理由

(1) 保護の要否及び程度について

法による保護は、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり（法第 8 条第 1 項）、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている（次官通知第 10）。

(2) 障害者加算について

ア 障害者加算は、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者等（以下、これらの者に対して行われる加算を「障害者加算ア」という。）あるいは同施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する者等（以下、これらの者に対して行われる加算を「障害者加算イ」という。）に対して行うこととされている（保護基準別表第 1 第 2 章 2 (2)）。

イ 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされている（局長通知第 7_2(2)エ(ウ)）。

(3) 年金の収入認定について

恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を認定し（次官通知第 8_3(2)ア(ア)）、国民年金法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給されるものについては、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（局長通知第 8_1(4)ア）。

なお、当該給付について 1 年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を 12 で除した額（1 円未満の端数がある場合は切捨）を各月の収入認定額として差し支えないとされている（局長通知第 8_1(4)ア）。

(4) 本人支払額（自己負担分）について

本人支払額とは、要保護者が医療扶助のみの適用を受ける場合に、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をいう（医療扶助運営要領第 3 2 (2) ア）。

(5) 本件処分 1 についての検討

ア 本件処分 1 について、保護基準に基づき平成 31 年 3 月の請求人世帯における最低生活費のうち、障害者加算イを認定している部分以外の部分を算定すると、前提事実に記載のとおりとなり、誤りはない。

イ 次に、上記障害者加算イを認定している部分について検討する。

障害者加算の認定変更を行う時期について、保護受給中の者について月の途中で認定を変更すべき事由などが生じたときは、「それらの事由の生じた翌月から」加算に関する最低生活費の認定を行うこととされている（局長通知第 7 2 (2) エ (ウ)）。

上記局長通知の文理及び障害者の特別の需要に着目して健常者と実質的に同水準の生活を保障するという障害者加算の趣旨（問答集第 7 1 (2) 参照）からすれば、「それらの事由の生じた翌月から」とは、原則として当該変更年月の翌月からと解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、平成 31 年 3 月 29 日に請求人から提出された支給額変更通知書によれば、障害の等級が 1 級に変更された変更年月は平成 30 年 12 月であることが分かることから（前提事実）、請求人に係る障害者加算アへの変更を行う始期は、当該変更年月の翌月からである平成 31 年 1 月からとなる。

しかしながら、本件処分 1 （平成 31 年 3 月分の保護変更決定処分）において処分庁は、障害者加算アの認定をしておらず、最低生活費の算定を誤っている。

エ 本件において処分庁は、上記局長通知の解釈について、当該通知にいう「それらの事由の生じた翌月から」という文言を「年金支払通知書が発行され、それが届出された月の翌月から」と解るべきである旨主張している（前記 3 (2) エ）。

しかしながら、障害者加算の認定変更を行う時期について、届出を受けた処分庁における確認日を加算の起算点とすることを前提とする妊婦加算のような規定（保護基準別表第 1 第 2 章 1 (2)、局長通知第 7 2 (2) ア (ア)）はなく、このような規定がないにもかかわらず、障害者加算の認定変更を行う時期を当該届出がされた月の翌月からとする根拠を見出すことは困難である。

また、処分庁は、上記主張の根拠として、局長通知第 7 2 (2) エ (ウ) のほか、問答集問 7-17 を挙げているところ、当該問答集の記載は全体として、最

低生活費の認定に関する実施機関の側の積極的な確認の努力の必要性を訴える趣旨に出たものであると解される。

そうすると、当該問答集の「なお、妊産婦加算を含めて、月の中途中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から計上すれば足りるものである。」という記載については、当該問答集の全体の趣旨や障害者加算には前述の妊婦加算のような規定がないことを併せ考えれば、障害者加算の認定変更を行う時期を当該届出がされた月の翌月からとする趣旨に出たものであると解することはできない（当該記載は、月の中途中で加算の要件に該当する者からの申告届出があった場合、実施機関において申告届出からの日割り計算をして加算を計上する必要まではない旨をいう趣旨ではないかと解される。）。

よって、処分庁の上記主張は採用することができない。

オ 次に、平成 31 年 3 月の請求人世帯における収入充当額のうち、障害基礎年金 64,941 円についてみると、同額は、局長通知第 8_1(4)アなお書きに基づき、請求人の変更前障害基礎年金年額 779,300 円（前提事実オ）を 12 か月で除して収入認定したものであり、誤りはない。

カ さらに、平成 31 年 3 月の請求人世帯における収入充当額のうち、障害基礎年金 32,470 円についてみると、同額は、平成 31 年 3 月 15 日に支給された障害基礎年金 32,470 円（平成 30 年 12 月分及び平成 31 年 1 月分）を、当該受給月である 3 月に一括して収入認定したものである（前提事実オ参照）。

前記（3）のとおり、局長通知第 8_1(4)アによれば、1 年以内の期間ごとに支給されるものは、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされているところ、翌月の 4 月には定例の障害基礎年金の支給が行われることから、処分庁が上記障害基礎年金 32,470 円を受給月である 3 月に一括して収入認定した取扱いに誤りはない。

キ 以上から、本件処分 1 は、収入認定には誤りはないものの、最低生活費を誤つて算定していることから、保護の程度の判定を誤つており、違法である。

（6）本件処分 2 についての検討

ア 本件処分 2 は、請求人の平成 31 年 3 月分の収入額 97,411 円（前提事実カの各障害年金の合計額）から同月の最低生活費 81,250 円を差し引いても、なお未認定の収入充当額 16,161 円が生じていることを理由として、同額を同年 3 月分の医療費自己負担分（本人支払額）とすることを内容とする保護変更決定処分であるところ、前記（5）で述べたとおり、本件処分 1 において処分庁は、障害者加算アの認定をしておらず、同月分の最低生活費の算定を誤っている。

る
の
の
考
す
算
日
い
金
、
て
年
基
あ
に
前
は
金
も
つ
各
認
の
あ
加

イ よって、このように誤って算定された最低生活費を差し引いて未認定の収入充当額を算定し、当該額を医療費自己負担分（本人支払額）とした本件処分2は、違法である。

(7) 障害基礎年金の変更年月（平成30年12月）に合わせた障害者加算の認定変更年月（平成30年12月）とし、保護費の再計算をすることとの裁決を求める部分についての検討

障害基礎年金の変更年月（平成30年12月）に合わせた障害者加算の認定変更年月（平成30年12月）とし、保護費の再計算をすることとの裁決を求める部分は、法第25条第2項に基づく職権による本件処分1を取り消した上で、障害者加算アを認定した保護変更決定処分をすべき旨を命ずることあるいは当該処分をすることを求める趣旨であると解される。

本件処分1の取消しを求める部分については、前記（5）で述べたとおりであるので、障害者加算アを認定した保護変更決定処分をすべき旨を命ずることあるいは当該処分をすることを求める部分について検討するに、行政不服審査法上、処分をすべき旨を命ずるあるいは処分をする措置をとることとされているのは、法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合に限られ（同法第46条第2項柱書）、法第25条第2項に基づく職権による保護変更決定処分はこのような場合には該当せず、また、本件審査請求に係る審査庁は処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれにも該当しない（行政不服審査法第46条第2項第1号・第2号）。

したがって、行政不服審査法上、請求人の求める措置をとることは予定されていない。

よって、本件審査請求のうち、上記部分は不適法である。

(8) 結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件各処分の取消しを求める部分には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件各処分は取り消されるべきであり、その余の部分に係る審査請求は不適法であるから、同法第45条第1項の規定により、却下されるべきである。

別紙2

ア 法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 (略)

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5~7 (略)

(職権による保護の開始及び変更)

第25条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。

3 (略)

イ 生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。別紙1において「保護基準」という。)

別表第1 生活扶助基準

第2章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

(略)

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

62

(3)～(5) (略)

2 障害者加算

(1) (略)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 ヶ月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 ヶ月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3)～(5) (略)

3～9 (略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。別紙 1 において「次官通知」という。）

第 8 収入の認定

1・2 (略)

3 認定指針

(1) (略)

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）

(イ) (略)

イ～エ (略)

(3)～(5) (略)

第 10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第 8 によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）

工、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号
厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。）

第7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(1) (略)

(2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア 妊産婦加算

(ア) 妊産婦加算の計上は、届出によって行うものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行うこと。

(イ)～(カ) (略)

イ・ウ (略)

エ 障害者加算

(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(イ) (略)

(ウ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行って差しつかえないこと。

(エ)・(オ) (略)

オ～コ (略)

(3)～(10) (略)

第8 収入認定の取扱い

1 定期収入の取扱い

(1)～(3) (略)

(4) 恩給、年金等の収入

ア (前略) 国民年金法（中略）等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について、1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収

入認定額として差し支えない。

イ (略)

(5) (略)

2~4 (略)

オ 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。別紙1において「問答集」という。）

第7 最低生活費の認定

1 一般生活費

(1) 基準生活費

(略)

(2) 加算

生活保護法における加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補てんすることを目的として設定されたものである。

個別的事項といつても、人間には趣味嗜好の相違等何がしかの個人差があり、これに伴って生活需要に差異を生じることもまったく否定することはできないが、基準生活費は、この程度の個人差を吸収した平均的なものとして設定されている。

しかししながら、障害により最低生活費を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする障害者や、通常以上の栄養補給を必要とする在宅患者や、自分自身の分のほかに胎児のための栄養補給を必要とする妊婦のように、多額の特別需要を要する者については、基準生活費のほかのその分を補てんしないと最低生活が維持できることとなる。

加算制度は、このような特別の需要に着目して基準生活費に、上積みをする制度であり、したがって、加算対象者についてより高い生活水準を保障しようとするものではなく、加算によってはじめて加算がない者と実質的な同水準の生活が保障されることになるのである。

問7-17（加算についての届出）

（問）妊産婦加算は届出によって計上することとなっているが、その他の加算はどうか。

（答）加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものである。しかし、実施機関の側においても対象者の需要発見について積極的に確認の努力をすべきであることはいうまでもない。したがって、現業員が加算の要件に該当すると思われる者を発見したときは、ただちに実施機関として認定に必要な手続をはじめるとともに本人に対して適切な方法

で申告届出を求めるべきであろう。

なお、妊娠婦加算を含めて、月の中途中で、加算の要件に該当する者からの申告届出があり、これらの者を発見した場合は、翌月の初日から加算を計上すれば足りるものである。

(3) ~ (5) (略)

力 生活保護における医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知。別紙 1 において「医療扶助運営要領」という。）

第 3 医療扶助実施方式

2 医療扶助の決定

(1) (略)

(2) 本人支払額の決定

本人支払額は次により決定すること。

ア 要保護者が医療扶助のみの適用を受ける者である場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費を除く最低生活費を差し引いた額をもって本人支払額とすること。

イ (略)

(3) ~ (5) (略)

キ 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

（処分についての審査請求の認容）

第 46 条 処分（事実上の行為を除く。以下この条及び第 48 条において同じ。）についての審査請求が理由がある場合（前条第 3 項の規定の適用がある場合を除く。）には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分の全部又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。

二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3・4 (略)

ク 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成 13 年横浜市規則第 111 号。別紙 1 にお

いて「委任規則」という。)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

1 生活保護法に関する事務

(1)・(2) (略)

(3) 法第25条第1項及び第2項に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。

(4)～(23) (略)

施要
収入
て本

につ
。)
を変
合に

一部
の処

旨を

にお

